



ひ ゆ ー ま ん ら い つ

第71号 平成18(2006)年10月

第5回誰でも人権談話室

同和地区現地研修をしました。

10月10日、市民向け学習講座第5回「誰でも人権談話室」を、部落解放同盟米子市協議会副議長の木村正登さんからお話を伺いました。

まず正しい知識を身に付けなければ啓発はできない

自分達の親の世代(80歳くらい)は学校でも地域社会でも差別語などをまともに浴びせられました。腹は立つけどちゃんと反論できないで泣き寝入りしていました。だから(私達)子どもに対しても部落問題に触れて話して聞かせることはありませんでした。正しい知識を持っていなかったために子どもに教えることができなかったからです。部落差別に出会ったのは21歳でした。当時働いていた兵庫県で「あそこはこわいところだ」と在日朝鮮人の住居地を指差して同僚から言われ、これは忌避と差別意識において部落差別と同根だと思いました。偏見に出会った時、きちんと説明できるためには自らの啓発が大切であると痛感しました。

部落差別は孫子の代までに解決させたい

昭和54年「父母会」を結成し、以降解放運動の中核となって小中学校の保護者で活動してきました。

中学校の先生とPTA、子ども会の熱心な働きかけがあり、「部落に生まれて恥じることはない」「寝た子を起こして正しく学ぶ」そして「(生まれた場所ではなく)人間を見てくれ」という時代がくるように「自己啓発」活動に打ち込みました。子どもも大人も、時には夜中の1時2時まで勉強会を行なったものです。これがなかったら、もしかしたら今の自分はなかったかもしれません。学習によって親子で話ができるようになりました。

「交流会」で対話をすすめ、差別に気づき差別を解決できる人が増えた

中学校区内外の交流活動は啓発の場であり、いろいろな人から意見を聴く機会でもあります。部落問題で差別意識に気づくことであらゆる人権問題に共通の人権感覚が身についていくのです。日ごろ差別されないかとビクビクしながら生きている人が安心して対話に参加できるよう「交流会」を大事にしています。同和地区であろうとなかろうと人間共通の問題であると考えています。

同和教育は昭和40年代後半から始まり、多くの人は受けているはずですが、ほとんど心に残っていません。心に残していくためには、同和問題などの人権問題を自分の問題として捉えていなくてはなりません。そしてそれを子ども達に伝えていくことが重要です。

最終回

第6回誰でも人権談話室は…

企業における人権問題 ～企業がなぜ人権問題に取り組む必要があるのか～

11月7日(火)19:00～21:00 場所 米子市人権情報センター

講師 桑原満夫さん(西日本旅客鉄道株式会社米子支社人権啓発室長)

よなごの人権フォーラム'06

「幸せな子ども時代」が
人権の基本

～親やおとなができること～

と き 2006年12月3日(日)
10:00～12:00(開場9:30)

ところ 米子コンベンションセンター
小ホール

講師 金 香百合さん



(ホリスティック教育実践研究所所長)

人権情報センターでは、今年も「よなごの人権フォーラム」を開催します。

昨年の人権フォーラムに引き続き、参加体験型学習ファシリテーターとして全国的に活躍されている金 香百合さんをお招きして、会場の皆さんとともに活動を交えながら楽しく人権を学びます。子ども達が幸せな子ども時代を生きるために、今、親やおとなができることは何でしょうか。皆さんのご参加お待ちしております。

● 託児をします

(希望される方は11月24日までにご連絡ください)

● 手話通訳があります ● 入場無料です

福米中校区人権問題講演会

- と き 2006年11月7日(火)19:00
(受付18:30～)
- と ころ 福米中学校体育館
- 講 師 川口泰司さん
(山口県人権啓発センター事務局長)
- 演 題 「差別っていったいなんやねん？」
～若者からのメッセージ～
- 主 催 米子市人権政策課・福米中学校区同
和教育推進協議会



今月の本棚



「文藝春秋」十月号

(2006年10月)

(株)文藝春秋発行 710円)

特集「格差社会が歪める10代の性」
～鳥取は東京の2.5倍。地方が高い妊娠中絶率～
都道府県別の人口千人当たり未成年中絶実施率(2004年度)で、東京都は全国平均を大きく下回っているのに対し、鳥取県は全国トップになりました。中絶率が高い理由とは?そしていま、10代の性に何が起きているのか。地方の現状について書かれています。

館長の

人権コラく

市内のお母さんからこんな相談がありました。「近頃子どもの様子がおかしいと感じているけど、子どもに聞いても『何でもない』というだけです。心配になって子どもの日記をこっそり読んでしまいました。」

例えば宿泊中のホテルの個室に断りなく他人が入ってくれば、「プライバシーの侵害」となります。

この事例は親として心配な子どもの内面に踏み込んで対話する努力をするのではなく、安易な方法で自分自身の悩みを解消しようとしています。

子どもの権利条約では、子どもにも自分の生活に関する情報を知る権利があり、その情報を自分でコントロールする権利があると述べられています。子どもがプライバシーを求め、「私に任せてほしい」と思うことは、人間的自立の一步となります。



米子市人権情報センター(人権政策課内)

URL: <http://yonago-city.jp/jinken/>

米子市東町161-2 TEL0859-37-3183 Fax0859-37-3184